

(8) 市町村設置事業における分担金・使用料

(平成28年4月1日現在)

市町名	分担金		使用料			
	金額	施行年月日	金額	施行年月日		
舞鶴市	5～10人槽 : 400,000 円/戸 11人槽以上:換算戸数を乗ずる	H17.3.30	5～10人槽 4,572 円/月 11人槽以上 : 換算戸数を乗ずる (換算戸数 : 11人槽から20人槽まで(換算2戸) 21人槽から30人槽まで(換算3戸) 31人槽以上(別途協議する))		H26.4.1	
綾部市	5～10人槽 : 400,000 円/戸 11人槽以上:事業費の40%	H14.12.26	一般家庭・学校等	使用人数により算定 1人: 1,160 円/月 2人: 2,320 円/月 3人: 3,190 円/月 4人: 3,670 円/月 5人以上 3,670円/月+480 円/月/人×人数	H26.4.1	
			その他	集会所 : 1,160 円/月		
				公民館 : 3,190 円/月		
				理容店、美容院 : 3,670 円/月		
飲食店	仕出し業のみ : 4,150 円/月					
	その他 : 5,110 円/月					
京丹後市	270,000 円/戸	H16.4.1	下水道使用料に準ずる	基本料金 5 m ³ まで : 711 円/月 超過料金(1 m ³ につき) 6 m ³ ～50 m ³ : 147 円/月 51 m ³ ～100 m ³ : 152 円/月 100 m ³ を超える分 : 163 円/月	H26.4.1	
宇治田原町	5人槽:160,000 円/戸 7人槽:180,000 円/戸 10人槽:200,000 円/戸	H16.4.1	下水道使用料に準ずる	基本料金 10 m ³ まで : 1,143 円/月 超過料金(1 m ³ につき) 11 m ³ ～20 m ³ : 119 円/月 21 m ³ ～30 m ³ : 123 円/月 31 m ³ ～50 m ³ : 128 円/月 51 m ³ ～100 m ³ : 138 円/月 100m ³ ～ : 142円/月	H27.4.1	
京丹波町	平成 27 年度から市町村設置事業を廃止		基本料金	排水量	使用料	H26.4.1
				～10 m ³ まで	2,800 円/月	
			1 m ³ 当たりの超過料金	11～20 m ³	100 円/月	
				21～30 m ³	120 円/月	
				31～40 m ³	140 円/月	
				41～60 m ³	160 円/月	
61 m ³ ～	180 円/月					

注) 使用料は、消費税抜き価格である。
 受益者負担金は、課税対象外である。